

平成20年11月21日

各 位

会 社 名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号：6724 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画管理部長 有賀 洋一
TEL：0266 (52) 3131 (代表)

会 社 名 オリエント時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 淳
(コード番号：7764)
問 合 せ 先 取締役管理担当部長 河邊 俊二
TEL：03 (3255) 1451 (代表)

簡易株式交換による連結子会社（オリエント時計株式会社）の 完全子会社化に関するお知らせ

セイコーエプソン株式会社（以下「セイコーエプソン」といいます。）及びオリエント時計株式会社（以下「オリエント時計」といいます。）は、本日開催の各社取締役会において、セイコーエプソンを完全親会社とし、オリエント時計を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の目的

セイコーエプソンは、平成20年9月24日付の「当社子会社であるオリエント時計株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、オリエント時計を当社の完全子会社とすることを目的として、平成20年9月25日から平成20年11月13日まで、オリエント時計の発行済株式の全て（但し、セイコーエプソンが所有するオリエント時計株式及びオリエント時計が所有する自己株式を除きます。）を取得する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、本日現在、セイコーエプソンはオリエント時計の普通株式 25,122,155 株（オリエント時計の発行済株式総数に占める所有割合では 79.05%。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）を所有しております。

現在のセイコーエプソングループ（セイコーエプソン並びにセイコーエプソンの子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）を取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、セイコーエプソングループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。そして、セイコーエプソングループの中長期基本構想でもセイコーエプソングループの支柱事業として位置づけられているプリンタ事業、及び電子デバイス事業の中核となる水晶デ

バイス事業において、これを実現するためには、オリエント時計グループ（オリエント時計並びにオリエント時計の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）との一層の連携強化が必要となります。

そこでセイコーエプソンは、本株式交換によりオリエント時計を完全子会社化し、必要な施策を推進していくことが、セイコーエプソングループの経営のスピードを向上するとともに更なる効率化の実現につながり、セイコーエプソングループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化の観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

オリエント時計にとりましても、オリエント時計グループの主力事業である情報関連事業と電子デバイス事業が、セイコーエプソングループからの製造受託であるという性格を有することから、オリエント時計グループが独自に生産技術力や生産性を向上するには限界があります。今後予想されるオリエント時計グループの厳しい事業環境を考慮すると、オリエント時計がセイコーエプソンの完全子会社となることによって、オリエント時計グループは、セイコーエプソングループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な企業経営を実現することができ、最終的にはオリエント時計の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

セイコーエプソン及びオリエント時計は、本公開買付けの応募結果及びその他の状況を慎重に検討した結果、本日、平成 21 年 3 月 1 日を効力発生日として、本公開買付けに応募されなかった、オリエント時計の株主（但し、セイコーエプソンを除きます。以下同じです。）の皆様に対し、その所有するオリエント時計株式 1 株につき本公開買付けの買付価格と同一の価格の金銭を交付する、本株式交換を行うことで合意し、本株式交換契約を締結いたしました。なお、セイコーエプソンにおいては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施する予定です。

(2) オリエント時計株式がグリーンシート銘柄の指定の取消しとなる見込み及びその事由

本株式交換の効力発生日である平成 21 年 3 月 1 日をもって、オリエント時計はセイコーエプソンの完全子会社となります。

オリエント時計株式は、現在、日本証券業協会のグリーンシート銘柄に指定されておりますが、本株式交換の手続により、オリエント時計がセイコーエプソンの完全子会社となる場合には、取扱証券会社が日本証券業協会に対して、平成 21 年 1 月 23 日付でグリーンシート銘柄の取扱会員等としての指定の取消しの届出を行う予定であり、かかる届出により、オリエント時計株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に従い、所定の手続を経てグリーンシート銘柄としての指定を取り消されることとなる見込みです。

また、上記の取扱会員等としての指定の取消しの届出が何らかの理由により行われず又は遅延した場合でも、本株式交換の実施に伴い、オリエント時計がセイコーエプソンの完全子会社となることを理由として、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づき、オリエント時計株式は、所定の手続を経てグリーンシート銘柄としての指定を取り消されることとなる見込みです。

(3) グリーンシート銘柄としての指定の取消しを目的とする理由及び代替措置の検討状況

上記(2)記載の取扱会員等としての指定の取消しの届出は、本株式交換の実施に伴って、オリエント時計がセイコーエプソンの完全子会社となることを前提として行うものでありますが、本株式交換は、上記(1)記載のとおり、オリエント時計をセイコーエプソンの完全子会社とすることを目的とするものであり、オリエント時計株式のグリーンシート銘柄としての指定の取消し自体を目的とするものではありません。

グリーンシート銘柄としての指定が取消しとなった後は、オリエント時計株式について日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づく店頭取引を行うことができなくなりますが、オリエント時計の株主は、本株式交換により、下記 2. (2)記載のとおり、オリエント時計株式の対価としてその所有する株式数に応じた金銭を受領する予定です。

(4) 公正性を担保するための措置

セイコーエプソンは、本株式交換において、本株式交換契約に従い、オリエント時計の株主が所有するオリエント時計株式の対価として金銭を交付いたします。かかる金銭の額については、セイコーエプソンはオリエント時計の発行済株式総数に占める所有割合で 79.05%を所有していることから、セイコーエプソンとそれ以外のオリエント時計の株主との間に利益相反の生じるおそれがあることに鑑み、本株式交換の対価の公正性を担保するため、セイコーエプソン及びオリエント時計は、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点において算定の基礎とされていなかったオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす事象が発見されていないこと、及び、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点以降においてオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼす事象が生じていないことを確認の上、オリエント時計の完全子会社化を目的とした一連の取引である本公開買付けに応募したオリエント時計の株主と、本株式交換により現金が交付されることとなるオリエント時計の株主との間の公平性等を考慮し、本株式交換においてオリエント時計の株主に対して交付する金銭の額を、オリエント時計普通株式1株につき本公開買付けの普通株式1株あたりの買付価格と同額である130円とすることを合意いたしました。

なお、本株式交換において交付される金銭の額を決定するにあたり、算定機関の意見は聴取しておりません。但し、本株式交換において交付されるオリエント時計普通株式1株あたりの金銭の額は、上記のとおり本公開買付けにおける普通株式1株あたりの買付価格と同額であり、本公開買付けの買付価格については、セイコーエプソン及びオリエント時計はそれぞれ別個に、セイコーエプソン及びオリエント時計から独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、それを参考にセイコーエプソンは本公開買付けの買付価格を決定し、オリエント時計は、その取締役会において、利益相反のおそれのある取締役の審議及び決議への不参加並びにセイコーエプソンの従業員である監査役の審議及び決議での意見を差控えという利益相反を回避する措置を採った上で、本公開買付けに対する賛同等に関する判断をいたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である34営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、オリエント時計の株主に対して本公開買付けへの応募の適切な判断機会を提供したものであり、セイコーエプソン及びオリエント時計は、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの開始時点において適正な価格であり、かつ株式交換契約締結時点において本株式交換において交付されるオリエント時計普通株式1株あたりの金銭の額としても適正な価格であると判断しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

オリエント時計の取締役会においては、本株式交換契約の締結の承認に関する決議をするにあたり、上記(4)記載のとおり、セイコーエプソンとそれ以外のオリエント時計の株主との間に利益相反の生じるおそれがあることに鑑み、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。すなわち、本公開買付けに賛同する旨及びオリエント時計の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を決議した際と同様に、オリエント時計の代表取締役社長である渡邊淳及び取締役である佐藤敏はセイコーエプソンの従業員であるため、オリエント時計における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から審議及び決議には参加しておらず、オリエント時計の社外監査役である草深完至及び内藤高弘はいずれもセイコーエプソンの従業員であり、また常勤監査役上村和孝もセイコーエプソンの従業員であるため、それぞれ利益相反のおそれがあることから、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。オリエント時計の上記取締役会においては、このような利益相反回避のための措置が採られたうえで、上記渡邊及び佐藤以外のオリエント時計の取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本株式交換契約の締結の承認を決議いたしました。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成20年11月21日（金）
株式交換契約締結	平成20年11月21日（金）
臨時株主総会基準日公告（オリエント時計）	平成20年11月22日（土）
臨時株主総会基準日（オリエント時計）	平成20年12月8日（月）
株式交換契約承認臨時株主総会（オリエント時計）	平成21年1月23日（金）（予定）
グリーンシート銘柄取扱会員等の指定取消しの届出日	平成21年1月23日（金）（予定）
グリーンシート銘柄の取引最終日	平成21年2月23日（月）（予定）
グリーンシート銘柄の指定取消し日	平成21年2月24日（火）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成21年3月1日（日）（予定）
金 銭 交 付 日	平成21年4月中旬（予定）

（※）本株式交換は、セイコーエプソンにおいては、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を得ずに行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

セイコーエプソンは、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換の効力発生の直前時（以下「基準時」といいます。）のオリエント時計の株主名簿に記載又は記録されたオリエント時計の株主に対して、その所有するオリエント時計の普通株式1株につき金130円の割合をもって金銭を割当て交付する予定です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

セイコーエプソン及びオリエント時計は、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点において算定の基礎とされていなかったオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす事象が発見されていないこと、及び、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点以降においてオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼす事象が生じていないことを確認の上、オリエント時計の完全子会社化を目的とした一連の取引である本公開買付けに応募したオリエント時計の株主と、本株式交換により現金が交付されることになるオリエント時計の株主との間の公平性等を考慮し、本株式交換においてオリエント時計の株主に対して交付する金銭の額を、オリエント時計普通株式1株につき本公開買付けの普通株式1株あたりの買付価格と同額である130円とすることで合意いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格の算定根拠等については、平成20年9月24日付のセイコーエプソンによる開示資料「当社子会社であるオリエント時計株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び同日付のオリエント時計による開示書類「セイコーエプソン株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

② 算定の経緯

セイコーエプソン及びオリエント時計は、本株式交換においてオリエント時計の株主に対して交付する金銭の額を決定するにあたり、算定機関の意見は聴取しておりませんが、上記1.(4)及び(5)記載のとおり、買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じるとともに、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析し、かつ、上記のとおり、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点において算定の基礎とされていなかったオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす事象が発見されていないこと、及び、本公開買付けの買付価格の算定を行った時点以降においてオリエント時計の財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼす事象が生じていないことを確認し、これらを前提にオリエント時計の完全子会社化を目的とした一連の取引におけるオリエント時計の株主の間の公平性等を考慮した上で、両

社で交渉・協議した結果、本株式交換においてオリエント時計の株主に対して交付する金銭の額について、上記のとおり合意し、平成 20 年 11 月 21 日に開催された各社の取締役会において、決議いたしました。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

オリエント時計は、本日現在、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式交換の当事会社の概要

(平成 20 年 9 月 30 日現在)

(1) 商号	セイコーエプソン株式会社	オリエント時計株式会社
(2) 事業内容	情報関連機器（プリンタ、スキャナ等コンピュータ周辺機器及びパソコン、液晶プロジェクター等映像機器）、電子デバイス（ディスプレイ、半導体、水晶デバイス）、精密機器（ウオッチ、眼鏡レンズ、FA）、その他の開発・製造・販売・サービス	腕時計の製造販売、プリンタ及び同関連製品の製造販売、水晶振動子及び同関連製品の製造販売
(3) 設立年月日	昭和 17 年 5 月 18 日	昭和 25 年 7 月 13 日
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 上記は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記で行っております。 長野県諏訪市大和三丁目 3 番 5 号	東京都千代田区外神田二丁目 4 番 4 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 碓井 稔	代表取締役社長 渡邊 淳
(6) 資本金	53,204 百万円	1,937 百万円
(7) 発行済株式数	196,364,592 株	31,780,000 株
(8) 純資産	485,224 百万円（連結）	5,548 百万円（連結）
(9) 総資産	1,137,613 百万円（連結）	16,270 百万円（連結）
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	93,279 名（連結）	737 名（連結）
(12) 大株主及び持株比率	青山企業株 10.34% 三光起業株 7.27% 服部 靖夫 3.69% 服部 禮次郎 3.59% 第一生命保険相互会社 3.17% セイコーホールディングス株 3.12% 日本トラスティ・サービス信託銀行株（信託口） 3.01% 服部 勲 2.85% 日本トラスティ・サービス信託銀行株（信託口 4G） 2.62% セイコーエプソン従業員持株会 2.50%	セイコーエプソン株 51.99% 影山 保子 9.44% 株みずほコーポレート銀行 4.51% 大山 英夫 1.92% 河原 義明 1.60% 影山 雅子 1.49% 株損害保険ジャパン 0.94% 石川 昌宜 0.87% 株清里中央オートキャンプ場 0.67% 花岡 詮 0.63%

(13) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	セイコーエプソンは、上記「(12)大株主及び持株比率」に記載のとおり、平成20年9月30日現在では、オリエント時計の発行済株式総数の51.99%(16,521,250株)を所有していましたが、平成20年9月25日から平成20年11月13日まで実施してありました本公開買付けの結果、平成20年11月21日現在、オリエント時計の発行済株式総数の79.05%(25,122,155株)を所有しております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。
	人 的 関 係	オリエント時計の代表取締役社長である渡邊淳及び取締役である佐藤敏はセイコーエプソンの従業員であり、オリエント時計の社外監査役である草深完至及び内藤高弘並びに常勤監査役上村和孝もセイコーエプソンの従業員です。この他、セイコーエプソンの従業員がオリエント時計へ3名出向しております。
	取 引 関 係	セイコーエプソンはオリエント時計へウォッチムーブメント等を販売しております。なお、セイコーエプソングループとオリエント時計グループとの間には、情報関連機器事業、電子デバイス事業及び精密機器事業において取引があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	オリエント時計はセイコーエプソンの連結子会社であるため、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の業績
(連結)

決 算 期	セイコーエプソン株式会社 (完全親会社) (連結)			オリエント時計株式会社 (完全子会社) (連結)		
	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
売上高(百万円)	1,549,568	1,416,031	1,347,841	35,919	25,410	30,713
営業利益(百万円)	25,757	50,343	57,577	2,064	1,106	1,853
経常利益(百万円)	27,986	49,092	63,263	2,052	1,066	1,741
当期純利益(△損失)(百万円)	△17,916	△7,094	19,093	1,717	735	974
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△91.24	△36.13	97.24	54.09	23.17	30.68
1株当たり配当金(円)	32.00	32.00	32.00	—	—	—
1株当たり純資産(円)	2,416.54	2,395.14	2,277.45	117.36	140.83	162.80

(注) 百万円単位の金額については、単位未満を切捨てによって表記しております。

4. 株式交換後の状況

(1) 商 号	セイコーエプソン株式会社
(2) 事 業 内 容	情報関連機器(プリンタ、スキャナ等コンピュータ周辺機器及びパソコン、液晶プロジェクター等映像機器)、電子デバイス(ディスプレイ、半導体、水晶デバイス)、精密機器(ウォッチ、眼鏡レンズ、FA)、その他の開発・製造・販売・サービス

(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 上記は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記で行っております。 長野県諏訪市大和三丁目3番5号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 碓井 稔
(5) 資本金	53,204百万円
(6) 純資産	485,224百万円(連結)
(7) 総資産	1,137,613百万円(連結)
(8) 決算期	3月31日

(9) 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額は現時点においては未定ですが、その償却費用は軽微と考えております。

(10) 今後の見通し

本株式交換がセイコーエプソンの平成21年3月期の連結業績予想に与える影響は軽微です。

以上